

東アジアにおける法学の伝播経路（二）

——日本・中国の「法学通論」から台湾の「法学緒論」へ——

王 泰 升
坂口 一成／訳

- 一 はじめに…ある台湾の法学者の「法学緒論」経験
 - (一) 研究テーマの由来
 - (二) 法学知識の構築プロセス
- 二 分析対象の著作および研究方法
 - (一) 研究テーマに照準を合わせた史料収集
 - (二) 研究方法に関する補足説明
- 三 戦前日本の法学通論
 - (一) 明治前期における「法学通論」の創設
 - 1 明治初期の法学教育の概況
 - 2 法学通論科目の創設および展開
 - (二) 戦前日本における法学通論の盛衰

1 帝国大学の場合

2 私立法律学校の場合

(三) 法学通論の著述内容

1 執筆形態

2 想定された科目の内容（以上、六九卷五号）

四 民国期中国の法学通論

(一) 明治日本から清末中国への伝播

1 中国語による日本の法学通論の知識の吸収

2 政府と民間に支えられた総論重視の法学通論

(二) 清末を踏襲した北洋政府期

1 学校教育における法学通論の地位

2 北洋政府期の法学通論の内容

(三) 国民政府期の中国化と党国化

1 学制および国家試験における法学通論の地位

2 国民政府期における法学通論の内容

3 民国中国における法学通論の「夕陽限り無く好し」（以上、本号）

五 戦後台湾の法学緒論

六 結論…明治日本から民国中国を経て、戦後台湾に至った法学の伝播経路

四 民国期中国の法学通論

(一) 明治日本から清末中国への伝播

1 中国語による日本の法学通論の知識の吸収

日本の隣の大清帝国は、一九〇二年に近代西洋法制を継受することを決定し、日本に倣って新式法典を制定することにより、西洋人の領事裁判権を廃止しようとした。一九〇三年に湖広総督の張之洞は、留学から帰国後に官位を授与するとすることで、若い学生が日本に赴き法政を専攻することを奨励した。日本側はかつての司法省法学校速成科の経験を参考にして、清国留学生のために修業年限を一年に短縮した「法政速成科」を開設した。法政大学では民法の大家の梅謙次郎が主導し、一九〇四年五月七日に法政大学法政速成科第一班が正式に開講した。⁽⁸⁸⁾ 明治初期、司法省法学校においては、フランス人教授がフランス語で西洋由来の近代法を講授してから、通訳者がそれを日本語に通訳し、日本人学生に内容を知らしめていた。二〇余年後、法政大学法政速成科においては、日本人教授が日本語で近代法を講授してから、通訳者がそれを中国語（中国公用語）に通訳し、中国人学生に内容を知らしめた。⁽⁸⁹⁾ 清朝が一九〇五年に科挙を廃止した後、先述の外国に留学して法政を学ぶほかは、国内の大学および法政専門学校で法学を学ぶことが、仕官の最適ルートであった。⁽⁹⁰⁾

こうした背景において、中国人が中国語（漢字を用いて今日「華語」と呼ばれる中国公用語を文字化したもの）により編集した『法学通論』が、一九〇五年に日本の東京で発売された。⁽⁹¹⁾ 二〇世紀初頭の湖北省では、「中体西用」を提唱した張之洞の統治下で、法のような実用的な西学を翻訳する氣勢が盛んであった。⁽⁹²⁾ こうした雰囲気の下で、湖北法政編輯社は一九〇五年に計一九種二四冊の「法政叢編」を編集・発行した。その編者はいずれも日本の

法政大学法政速成科を卒業し、一部はなお同校法律専修科に在籍していた中国人であった。出版年の年号は「明治」ではなく「光緒」を用い、その印刷所および発売所は東京にあったが、出版物は中国に海運されて各地で販売された。⁽⁹³⁾当該「法政叢編」の**第一種**、すなわち筆頭が『法学通論』であった。編者は法政大学を卒業した張知本・鄒麟書・劉変臣であり、冒頭の「例言」では次のように述べられている。

一、本書は日本の歴史派の大家である奥田義人と、理想派の大家である梅謙次郎の両博士の学説を総合した上で、折衷したものである。他の講義が専ら主たる師の説を講じると異なり、それぞれ見るべきである。

一、法学はわが国ではいまだ発達を遂げておらず、本書は特に立法の主義についてのどのような立場を採れば正鵠を射るかという法律改良の方針を定めることを重視している。

一、本書は法学各科目の綱領を明らかにし、各分野の異同離合を区別・判断するポイントについては特に詳しくし、これにより各分野に進む際に、徐々に法学の道を見つけることができるようにした。

一、法律専門書を編訳するに当たっては、名詞を確定することが最も困難である。本書が用いる諸名詞の多くは日本に由来する。参考のために西洋語をその下に注記した。⁽⁹⁴⁾

以上のことから分かるように、同書が担う中国語により構築された法学知識は、明治日本の法学者である奥田義人と梅謙次郎に由来する（表一―二、一一）。東京に來た三名の中国人編者は、当時の中国の法学はなお**立上げ段階**にあったため、まず法学各科目の大綱を説明する**法学通論**を理解し、法学各科目の専門的研究に備えなければならないと考えた。これは先述の穂積陳重が明治初期に述べた「法律全体ノ大要ヲ教導スルモノニシテ即チ法理総論

……等ノ概略ヲ講シ後來法学諸科ヲ専攻スルノ階梯トス」と異なるところはない。同時に編者はまた同書で用いる中国語の法律用語の多くが、明治日本が近代西洋法の概念を翻訳するために漢字を用いて創造した日本語の法律用語を踏襲したものであることを率直に認めている。日本語漢字の「憲法」を例にすると、漢学に習熟した日本の法学者が『周礼』等の漢籍から「憲法」という二文字を取り出して、欧米由来の今日の憲法概念を表現／翻訳した。⁽⁹⁵⁾そのため、中国人留学生にとってはむしろ日本語漢字の法律用語に「同文」（同じく漢字である）の親近感を抱いており、⁽⁹⁶⁾日本の帝国主義的侵略により反日意識が激発する以前の一九〇〇年代中国においては、同じく漢字文化圏に属するという心情があり、一九〇五年にロシアを破った日本からその「進んだ」法を学ぶことは、ごく自然なことであった。明治日本が西洋法継受の過程で構築した法学通論は、こうした歴史的コンテクストにおいて清末中国の法学に入っていた。⁽⁹⁷⁾

法学通論書について、明治日本においては「述」から「著」へと変遷を遂げたのに対して、清末中国においては「訳」「編」から始まった。一九〇五年の張知本等編『法学通論』は、「編」とされているが、実際には「編訳」であり（先述の同書「例言」の第四点参照）、なお「編著」ではなかった。それは単にある学者のある部分を選択した上で翻訳したために、ある学者の著作の全文を翻訳した「訳」と区別したのであった。しかしながら、清末中国の学者の中には、翻訳するに当たって原著の文義を厳格に守らず、「訳」と「著」の境界線を踏み違える者もいた。例えば一九一〇年に出版された孟森著『新編法学通論』⁽⁹⁸⁾である。張知本等の編書よりも若干早い一九〇二年に、上海商務印書館は王国維による磯谷幸次郎講述『法学通論』（日本語）の中国語訳書を出版した。⁽⁹⁹⁾王国維は留学生ではなく、短期間しか日本に滞在せず、日本の学界について詳しくなかったためか、訳したのは日本の学界の代表的な法学通論教科書ではなく（表一には入っていない）、本職が司法官である磯谷幸次郎が日本法律学校で講

義した際の講義録であった。⁽¹⁰⁾だが、清末中国を通して見れば、明治日本で出版された法学通論書の多くが中国語に翻訳された。その原作者には表一で掲げた奥田義人、岸本辰雄、織田萬、鈴木喜三郎、山田三良、岡田朝太郎、梅謙次郎（表一―二、三、五、七、八、一〇、一一）が含まれており、とりわけ梅謙次郎が最も人気を博した。⁽¹⁰⁾著名な中国の文化人であり、また政治家でもあった梁啓超も、奥田義人『法学通論』の一つの章を翻訳した。⁽¹⁰⁾明治日本の法学通論をめぐる概念および内容は、こうして清末中国に注ぎ込まれた。以下、詳しく見ていく。

張知本等編書の知識の源泉であった奥田義人の『法学通論』は、こうして中国語に翻訳されて世に出ていった。筆者の調査によれば、出版年は不明である（おそらく一九〇六年）が、中表紙に「沔陽（著者注：湖北省）の盧弼・黃炳言訳」、「政治経済社蔵版」と記された『法学通論』がある。その一頁には「日本法学博士奥田義人著」と明記されている（表一―二C）。⁽¹⁰⁾当該訳本を奥田義人の一八八九年の「述」書および一九〇五年の「著」書（表一―二A、B）と対照すると、その底本が後者であることが分かる。しかも奥田義人が法学博士号を取得したのは一九〇三年のことであり、一八八九年版には法学博士の記載が登場するはずがない。三で述べたように、奥田義人のこの両書は明治日本の法学通論書を代表しており、**初期**の模索と草創から、**最終的**に東アジアの学生が近代西洋法を理解するために必要な基本知識をまとめており、清末中国は同様の試行錯誤を繰り返すことなく、その翻訳を通じて**完成品**を受け取った。

張知本等編書のもう一つの知識の源泉であった梅謙次郎は、清末中国の法学の基本概念の形成にとってより**重要な力**となった。法政大学の『法政速成科講義録』（一九〇五―一九〇七年）においては、梅謙次郎が講授した「法学通論及民法」があり、黎淵が中国語に翻訳した。⁽¹⁰⁾そこで梅謙次郎が講授したのは法学通論の「総論」に当たる法学の基本概念であり、「各論」については最も精通していた民法しか論じなかった。⁽¹⁰⁾梅謙次郎の教えを受けた

法政速成科の中国人学生の多くが帰国後政府で働き、国の法律・政治領域の指導者となった者も少なくなかった。⁽¹⁰⁾ その者たちは自然と、梅謙次郎の伝授した「外来だが日本語化された」**法学の基本概念**（三参照）を、清末中国の法整備に運用した。そのため、それらは**中国語**に姿を変え、**中国ローカルの法学知識**となった。例えば、法政速成科卒業生の呉興讓が清末に直隸で慣習を調査した際に依拠した法学知識は、梅謙次郎が法学通論で講じ、ひいては期末試験で出題した「成文法と慣習法」という基本概念であった。⁽¹⁰⁾

2 政府と民間に支えられた総論重視の法学通論

清末中国政府は日本を手本として新式の法政人材を養成しようとした。そして日本で明治前期に必要なに応じて生まれた「法学通論」科目が正式に中国の学制に現れた。一九〇六年九月、清朝政府は**京師法律学堂**を開設し、朝廷各部の職員を集め、それらが学業を終えた後に各省で新政を補佐することを期待した。それは三年課程であり、一年次の科目の一つには法学通論があった。同時に一年半課程の速成科を設置し、科目を減らしたが、法学通論はなお必修であった。⁽¹⁰⁾ 同時期の日本の私立法律学校と比べると、東京の「**五大法律学校**」および京都法政大学（立命館大学の前身）の法政学科の一年次はいずれも法学通論を履修していた。また明治初期においては、司法省法学校も速成科を設置し、同様に法学通論（当時は「法律之大意」）を必修とした。

日中両国はまた新式法政人材の養成においても協力した。一九〇七年、法政大学法政速成科が当初計画に則り五クラスを開設した後、梅謙次郎は清朝政府に対して「貴国が新政を執り行い、および各省が自治を行うために必要な法政人材はなお欠乏しており……弊国に留学して各法政学校専門部に入学しようとしても、言語の準備のために一・二年を費やさなければ講義を聴き取ることができず、無理に入学しても、十全に受講することができず、得る

ところもほとんどないが、通訳を用いれば行き違いはない」と申し向けた。清朝政府は若干の調整を加えた後、引き続き政法大学「専攻科」に学生を派遣することに同意した。政法大学の清国留学生専攻科規程によれば、専攻科は法律、政治、経済、財政の四部に分けられ、三年で卒業するものとし、最初の二年は通訳を用い、日本人教師の講義内容を中国語に通訳していた。四部に分けられたとはいえ、一年次課程は共通であり、そこには「法学通論」（通訳付）があった。二年次以降は各部の課程に違いが生じるようになるが、法学科目がかんりの割合を占めた。⁽¹⁰⁾ こうして法学通論は法律、政治、経済および財政の各分野を学修する前の**入門科目**と位置づけられた。

清朝政府は法学を学ばせるために学生を日本に派遣したほか、日本人法学者を直接**中国に招いて**、明治晩年に**成熟を迎えていた法学通論の内容を伝授**してもらおうとした。清末に西洋式／近代的法典編纂を主宰した沈家本は一九〇六年、岡田朝太郎を北京に新設された京師法律学堂の講師に迎えた。一九〇八年、中表紙に「日本東京帝国大法学科大学教授、清国北京法律学堂教習、欽命修訂法律館調査員、法学博士岡田朝太郎著、清国張孝移訳」と記された『法学通論』（表一—一〇B）が、東京で発行され、中国に輸入されて販売された。沈家本はその序を執筆し、岡田博士「が執筆した法学通論は、わが学堂の諸君子もまたやがてこれを理解して、これを研究するであろう。」「同人」（著者注…修訂法律館の同僚）は広く伝わるように上梓するようしきりに勧めた⁽¹¹⁾と述べた。そして岡田朝太郎は同書の「自序」において、次のように述べた。

諸生のために法学通論を講述し、明治三十九年（著者注…一九〇六年）から一年を経た。……法学通論の目的にはけだし次の二つがある。法学を志す者にとつては入門のカギであり、高みに登るための階梯である。その他の学生にとつては普通学の一つであり、参考学の一つである。……本書を主にどちらに用いるかと尋ねら

れば、……法学者の導きとなることにほかならない。⁽¹⁰⁾

先述のとおり、明治前期日本の法学通論は通常、法学の大家が講述した後に、他人が記録して書となっていたが、中国で流通させる中国語訳を作成するために、岡田朝太郎は自ら原稿を起し、訳者に翻訳させた。またこのため同じく一九〇八年に、岡田博士は内容が**完全に同じ**だが、日本語で書かれ、日本の学界に向けた『法学通論』（表一—一〇A）を出版した。岡田朝太郎が講述・執筆した法学通論が伝えようとしたことは、まさに明治日本が一九〇〇年代までに西洋法を継受して形作った**法学の基本概念**であった。しかも、京師法律学堂の講義に合わせて、同書が**法学専攻者**を対象としたものであることがことさら強調された。

岡田朝太郎『法学通論』の中国語版の内容は、その実、**日本化**されたヨーロッパ大陸法学およびその法であった。岡田朝太郎が一九〇七年に執筆した「自序」によれば、「本書は元々中国人学生に講述したものであるため、中国法を例として引用した部分がある」⁽¹¹⁾。もつとも、当時の清朝はなお法典編纂草創期にあったため、清朝の既存の律例等を除き、引用することのできた自身の新式法典はほとんどなかった。その実、日本が明治初期においてフランス・イギリス等の法を「現代」（日本の漢字では「近代」）法としたように、清末中国も日本法を「新式」法とすることを免れなかった。岡田朝太郎『法学通論』の中国語版は、「総巻」において、外来だが日本語化された法学の基本概念を講じる際に、相対的に特定国の法を引用する必要はなかったが、各論に当たる第一巻から第九巻までは、条文規定を具体的に論じなければならなかった。そして日本人学者の手による『法学通論』であったため、当然に**日本法**が引用された。中国人読者はこのため、ある法学分野の法を、日本が当該法分野において制定した法と混同しがちであったため、日本法の専門用語が中国の同分野の用語となることが常であった。⁽¹²⁾ 西洋語がアルファベット

の組合せであるのに対して、日本語は同じく漢字を用いるため、日本語と中国語の境界線が曖昧となった。このほか、早稲田大学を卒業した訳者の張孝移⁽¹⁰⁾は、「本書で用いた訳語は精確であることに努めた」と述べた後、わざわざ「およそ法学書は、文が甚だ簡略で短く、大雑把に読んでいては、意味が分かりづらいであろう。……読者は字句を読み進めたいことを気に病む必要はない。熟読すれば自ずと分かるようになるであろう」と述べた。以上のことから、この『法学通論』の訳書は、同時に明治日本の法学の論述の風格をも持ち込み、中国語において文章体と口語体が混じった法学の文体を形成した。

清朝滅亡が迫った一九一一年に、中国で直接発売され、法学専攻者の入門書として中国語で執筆された岡田朝太郎『法学通論』が登場した。宣統三（一九一一年）五月に中国人が編集・発行し、中国の北京、杭州、天津、奉天、漢口、広東、上海等で販売された「法学彙編」（並んで「京都法律学堂講義」と表記されている）は、岡田朝太郎（張孝移訳）の中国語版『法学通論』の「総巻」部分を単独で「法学通論」と称した⁽¹¹⁾。この「法学彙編」には当該部分以外にも、岡田朝太郎や他の日本の法学者が講授した憲法、行政法、刑法、民法、商法、民事訴訟法、国際法、国法学、国際法、監獄学等の個別の法学分野、および経済学、財政学、秋審条例が含まれていた⁽¹²⁾。ここで一つのモデルが確立された。すなわち、「法学通論」の教育対象を法学専攻者とし、「入門のカギ、高みに登るための階梯」の入門科目とするならば、総論としての法学の基本概念を講じさえすればよく、各論までカバーする必要はない、と。これは当時まだ自国法がなかった中国に合わせて採った法学通論体系と見ることもできよう。岡田朝太郎は改訂した『法学通論』（表一—一〇D）を一九二〇年に東京で出版した際に、「総巻」および先述の各論に当たる九巻の構成を維持した。それは日本においてなお法学を専攻していないが、日本の諸法を理解したい一般人の参考とする必要があったことによる⁽¹³⁾。

このほか、他の日本の法学の大家の法学通論書も、清末に民間の出版社により中国に持ち込まれた。清末中国が日本の法学界から積極的に学んでいた一九〇七年において、上海の商務印書館は「日本法学博士織田萬原著 閩県劉崇佑翻訳」の『法学通論』（表一―五B）を出版した。同書の訳者である劉崇佑は一九〇六年から一九〇八年まで、早稲田大学専門部法律科で学んだが、履修した科目には「法学通論」はなかった⁽¹²⁾。著者の織田萬は一九〇〇年に東京専門学校から、また一九〇二年には有斐閣書房からその「著」の『法学通論』を出版したほか、一九〇三年に京都法政学校から「講義録」としてその「述」の『法学通論』を出版した⁽¹³⁾。ここから、劉崇佑が訳したものは、織田萬が一九〇二年または一九〇三年に完成させ、内容がより充実した『法学通論』であったと推測される。盧朔および黄炳言による奥田義人の著作の翻訳とは異なり、劉崇佑は翻訳するに当たって、日本法について記された各論部分を含めてこそ、完全な法学通論教科書であると考えた。そのためその訳書は、岡田朝太郎が中国のためにオーダーメイドした総論しかない法学通論とは異なっていた。織田萬が執筆したこの『法学通論』においては、総論で外来だが日本語化された法学の基本概念が論じられたばかりか、各論では六法の枠組みにおける日本法が展開された。換言すると、中国人読者が「新式」法の憲法を知りたいと思ひ、この訳書を手にとったときに目にするのは、日本法の「天皇」と「臣民の権利義務」、および「帝国議会」、「政府」、「裁判所」等の「統治の機関」であった⁽¹⁴⁾。日本が漢字により創造したこれら近代法の専門用語およびその意味は、こうして中国の法学知識領域に組み込まれやすかった。

先述の劉崇佑訳書は一九〇七年に出版された後、わずか三年足らずの一九一〇年には「第九版」が刷られている⁽¹⁵⁾。清末中国における流通量は少なくなかったようである。この『法学通論』が図書市場において人気を博したのは、同書が日本の一九〇〇年代の代表作と称された法学通論教科書であったほか、清政府が日本の明治期の法改革の

経験を参照し、専ら**法政人材**を養成するために機構を設置すると共に、「法学通論」をその科目の一つとしたことによる。例えば、清末中国の**京師および各省の法政学堂**は予科（修業年限二年）、正科（政治・法律の二門、修業年限三年）、別科（政法合一、修業年限三年）に分かれ、予科のカリキュラムには法学通論があった（正科・別科にはなかった）。しかも当時の**私立法政学堂**正科の法律門（修業年限四年）の**一年次課程**にも法学通論があった。⁽¹²⁶⁾先述の京師法律学堂以降、法学通論が法政教育の一角を占めたことは、まさに大量の日本の法学通論教科書の中国語訳が清末中国に現れ、複数の日本人法学者の著作をカバーした主な原因であった。⁽¹²⁶⁾

こうして一八八一年に穂積陳重が日本の西洋法継受のために創設した本科目は、日本でその後には付与された内容と共に、一九〇〇年代に清末中国にやって来た。とりわけ調整を経て総論だけとなった法学通論は、当時の中国の少なくない法学徒にとつての「入門のカギ、高みに登るための階梯」となった。しかもそれらの外来だが日本語化された法学の基本概念が、さらに**中国語化**されて中国の法学の基本概念となったことにより、**中国**自体の法学および法が発展を遂げることができた。⁽¹²⁷⁾

（二）清末を踏襲した北洋政府期

1 学校教育における法学通論の地位

日本においては明治が終わり、大正期に入った一九一二年、中国も清朝の支配が正式に終わりを迎え、民国元年が始まった。とはいえ民国の北洋政府（一九一二～一九二八年）は、日本の影響を深く受けた清末の学制を基本的に踏襲した。民初中国の大学は、予科（修業年限三年。一九一七年に二年に変更）、本科（法科および医科の医学門の修業年限は四年であり、これら以外は三年であったが、一九一七年に四年に改められた）および大学院（制限

なし）を置いた。一九二二年に新学制を公布し、予科を廃止したが、実際にはなお設置する大学があった。予科の「第一部」、すなわち文科・法科・商科志願者のカリキュラムには法学通論があった。本科の法科はさらに法律・政治・経済の三学門に分かれたが、**いずれも履修科目に法学通論はなかった**。とはいえ、農科の農学門・林学門・獣医学門のカリキュラムには、**いずれも法学通論があった**。私立大学も同様であった。⁽¹²⁾ 法政専門学校の学生の修業年限は予科が一年、本科が三年であった。法学通論があったのは**予科**だけであり、本科（法律科・政治科・経済科に分かれていた）にはなかった。⁽¹³⁾ 換言すると、大学または法政専門学校の法律・政治・経済学科という**法学専攻者**にとって法学通論は、知識レベルが**比較的低い**と考えられ、本科生段階で各法学分野を学習する**ガイド**となることを目的とした、**予備的性質**を帯びた科目であった。もともと、農・林・獣医学科という**非法学専攻者**にとっては、法学通論の提供する比較的簡略な法学知識で十分であったため、本科生段階の**正規科目**となった。

そのため、学生の法学の素養に対する要求が高くなければ、法学通論を正規科目とすることができた。一九一五年以降、中国の各省は自治のための人材を迅速に養成するため、修業年限を二年とする法政講習所を開設した。その最初の科目は法学通論であった。⁽¹⁴⁾ 民初中国の警察学校および監獄学校の必修科目にも法学通論があった。⁽¹⁵⁾

まとめると、大学または法政専門学校の法律・政治・経済学科において、法学通論は法学専攻者の**予備的科目**にすぎないと考えられていた。例えば司法官試験令（一九一五年）において、「法学通論」は性質において一般教養科目に近い「経義」、「史論」と共に「**第一試験の科目**」に配置され、第二試験の科目である憲法・刑法・民法・商法こそが法学専門科目と考えられた。⁽¹⁶⁾ だが、法学通論は依然として法学学習ガイドの役割を果たすと同時に、**非法学専攻者が法に関する知識を得る重要な源泉**であった。

2 北洋政府期の法学通論の内容

明治日本の法学通論書は、それが担った法学の基本概念を含めて、引き続き民国中国の法および法学に影響を及ぼした。北洋政府期に入った後、日本の政法大学速成科を卒業した胡挹琪が、一九一三年に『法学通論』（表二一）の再版を上梓し、その「例言」で次のように説いた。

一、本書は全て、法政第四班において梅謙（著者注…ママ）博士が講授した法学通論を主とし、梅氏が省略したものの、他書にある内容については、行論の必要に基づき順序により、採集して補った。編中で中村進午氏、寛克彦氏、織田萬氏、奥田義人氏、鶴沢総明氏の諸家の学説を用いたときは、それぞれの節目にその氏名を表記し、識別しやすいようにした。

一、本講義においては、講師の口述を除き、自己の解釈は含まれていない。他者の著述を引用するに当たっては、いずれも原文を直訳し、真意を失わないように配慮したため、修飾を施さなかった。……

一、本班の法学通論の講義は、明治三十八年（著者注…一九〇五年）から、三十九年（著者注…一九〇六年）夏までであった。……

一、法学通論書を編集するに当たっては、簡明要約に努めるべきである。簡明は一般国民が閲覧に便利であるように、要約は法学全体におけるカギを掴むことである。……⁽¹³⁾

同書の初版は、推測によれば清末の一九〇七年に出版され、⁽¹⁴⁾しかもその知識の源泉は、一九〇五年に「法政叢編」第一種として出版された張知本等編『法学通論』と同様に、日本の梅謙次郎であった。それが再版として民初

中国の法学界に姿を現したことは、清末と民国の両時期に連続性があることを示している。連続したものは、まさに**明治日本**法学の影響力であり、梅謙次郎の述べた内容の不足を補うために用いられた中村進午、寛克彦、織田萬、奥田義人、鶴沢総明は、いずれも表一に掲げた明治日本における法学通論書の重要な作者であった（表一―二、五、六、九、一二）。しかも、胡挹琪は同書について「編」を自称し、かつ「編訳」との分をわきまえていた。例えば第一編第一章末には「法学博士中村進午の講義を訳した」と、第二章末には「法学博士寛克彦の講義を訳した」等と、また第二編冒頭では「本編は第一章から第十三章まで、梅謙博士の講義を述べたものである」と明記されている⁽¹³⁶⁾。胡挹琪が同書の読者層を学校内の学生に限らず、一般国民と設定したことはまた、明治日本において通信教育の方法で法学通論の内容を広めることが一般的であったことの影響を、多少なりとも受けたのであろう。

以上のことから、重要な発見を指摘することができる。表一（戦前日本の法学通論書）において、明治期に出版されたものが一二種あり、司法官出身の山田喜之助・手塚太郎の著作（表一―一、四）を除く一〇種は、いずれも全て、または一部が中国語に翻訳され、清末中国に持ち込まれた。その一〇種の著者は、奥田義人、岸本辰雄、織田萬、中村進午、鈴木喜三郎、山田三良、鶴沢総明、岡田朝太郎、梅謙次郎、寛克彦であった。さらに後述の白鵬飛の著作が持ち込んだ三瀧信三の著作（三瀧は明治期の一九〇〇年には法学通論に関する著作があった。表一―一三）を加えれば、ここで考察した日本明治期の一三名の法学通論書の著者のうち、一一名もの作品が翻訳等の形式で、清末・民国中国の法学界が参考にしうる文献となっていた。

大学（民国期中国において最も多くの司法官を輩出した朝陽大学を含む）においては、法学通論の講義も同様に濃厚な**日本の風味**を漂わせていた。一九一七年に初版が出版された『朝陽大学法律科講義』は「序」において、それが「朝陽大学卒業生の蔣鉄珍等一二九名が、三年間の講義および諸先生の口授を収集し、講義録とした」⁽¹³⁶⁾もので

あることを明記した。講述者である夏勤・郁疑の日本留学の経歴⁽¹³⁷⁾から、日本明治前期でよく用いられた「講義録」形式を援用して出版したものと推測されるが、比較的特徴的なことは、同時に学生が中国の伝統的な注釈「注疏」を施していたことである。総計二十九点の講義において首位にあった『法学通論』（表二―二）は、当時の学制によれば予科段階の科目であり、本科三年間の修業期間内に講じられる他の二八点とは異なっていた。その内容については、冒頭で「法学通論たるものは、法学の要義をまとめて、初学者に矩を示すものである。……けだし、高所に行くためには階段を上らなければならず、遠くに行くためには道に沿って進まなければならないからである……法学初学者にとつての法学通論もそうである」と述べた。そして次の段落の第一文は「日本人学者の梅謙次郎曰く、法とは人類が社会の一分子として由らざるべからざる道を謂う⁽¹³⁸⁾」であった。ここでは明らかに、岡田朝太郎が法学通論について述べた「入門のカギ、高みに登るための階梯」の影響を受けており、しかも一貫して梅謙次郎の見解を尊崇している。構成においては、この朝陽大学法律科の『法学通論』も、法学の基本概念を論じる総論部分しかなかった。実のところ、他の二八点における各法学分野に関する講義は「各論」であった。日本の明治大学に留学した後、清華大学、北京大学および朝陽大学で教鞭を執った王覲が一九二二年に完成させた『法学通論』は、国民に法学知識を普及せんことを強調したが、当時の中国法は整備されておらず、各論の多くの部分には依拠すべき法令がなかったことから、総論しかなかった⁽¹³⁹⁾。東京帝国大学を卒業し、北京大学法律系で教鞭を執った白鵬飛⁽¹⁴⁰⁾が一九二八年に初めて出版した『法学通論』（表二―四）は、構成において明治日本の総論四編を踏襲したが、中国にお法典がなかったため、各法分野についてはガイダンスを示しただけであった⁽¹⁴¹⁾。

もっとも、日本も乗換駅にすぎず、民国中国の法学通論における法学の基本概念は、最終的にはやはり近代西洋の産物であった。さらに深く朝陽大学の『法学通論』を検討すれば、それが引用・言及し、さらには対話する法学

理論の多くが欧米の学者のものであったことが分かる。ここではその「第一篇 国家論」を例にする。国家の意義について、まず「フランスのルソーによれば、一国の人民が最も少なくて一万人以上いなければならない」とは定論ではない」とし、また注釈において「ドイツの『Gott』は世界の経済発展段階を五つに分けた」と述べ、さらに「アメリカのバージェスによれば、主権者は人民または人民の団体に対する絶対無制限の権力である」や、「日本の笈克彦によれば、国家主権は国家があることから存在し、国家とはまたこの主権があることから存在するものである⁽¹⁴⁾」と引用する。国家の発達については、最初に伝統中国の「莊周曰く、其の始めを作すや簡に、其の將に畢おわらんとするや必ず巨なり」「始めはつつましく立ち上げた仕事であつても、終わりに近づくと必ず途轍もな
い大事になつてしまうのです」の意。読み下し文および現代語訳については池田知久『莊子（上）全訳注』（講談社、二〇一四年）二七四、二七八頁参照）を引用したほか、注釈において「父権中心説、本説はギリシャの哲学者 Aristotle が提唱したものであり……母権中心説、……これは概ね班孟堅〔班固〕のいう上古の時代である⁽¹⁵⁾」と補足している。国家の目的については、まず注釈において Plato、Bluntchli、Otto Gierke、Wundt の諸説を説明してから、道徳説について「古のギリシャの大哲学者プラトンがこれを主張した。……近世ドイツの著名な学者であるヘーゲルがプラトンの説を継承し、これを発展させた。……日本の笈克彦は本説には二つの欠点があると批判した。その論はすこぶる鋭い」と指摘し、さらに幸福説に対しては「ギリシャの大哲学者アリストテレスこそが本説の開祖である。……その後イギリスの功利学派があり、……イギリスのベンサムである」とし、さらに「ロック、カント、スペンサー等が権利保護説を主張した代表的人物である」とし、それぞれの見解を述べる。だが最終的には「ドイツの賀而根脱而夫〔原文不明〕」を支持し、「その政治原論から蘊奥を見出した」とする。このほか、注釈では「イギリスの Adam Smith が経済的個人主義を提唱した」、「ドイツの鉄血宰相ビスマルクは鉄血主義を唱え

た、「アメリカ大統領ウィルソンは民族自決主義を唱えた⁽¹⁴⁾」と述べている。また国家の分類については注釈で、「アリストテレスの説をとるべきである。氏は主権の所在により国家を三種類に分けた。……ドイツのブルンチュリはこれら三種のほか、神政国を加えた⁽¹⁵⁾」とする。特に白鵬飛『法学通論』は、法律専門用語に常にドイツ語・フランス語・英語の注記を加え、その西洋性を顕彰している⁽¹⁶⁾。

先述の大学内の科目に比べて、当時、内容において実用・簡要を主としたものもあった。作者および出版時期・地が不明の、銅板を彫って謄写印刷する方法で作成された『陝西審判講習所 法学通論講義⁽¹⁷⁾』が現存している。先述のとおり、一九一五年以降、各省は修業年限二年の、第一種科目（最も基礎的な科目）が法学通論である法政講習所を開設することができた。本講義に記載されている名称は「審判講習所」であるが、そうした法政講習所であった可能性が高い。中国西北の内陸部に位置する陝西省は、省内の裁判人材を迅速に養成するため、この講義における法学の基本概念に関する説明は相当簡要であり、しかも何らの参考文献も引用されていない。このように法学通論を予備的性質とせず、直接的に正規科目とするのは通例、学生が高い法学の素養を備えるようになることを期待しなかつたからである。

(三) 国民政府期の中国化と党国化

1 学制および国家試験における法学通論の地位

民国中国は一九二八年から南京国民政府の統治に移り、国民政府の職権は一九四八年の憲法施行後に総統府が行使用することとなったが、一九四九年に中華人民共和国政府が成立し、民国時代は終わりを告げた。この間、さらに満洲国政府（一九三二～一九四五年）および汪兆銘国民政府（一九四〇～一九四五年）があった。そのため、総体

的な学制およびカリキュラム等は北洋政府期と異なっていた。当時の大学にはすでに予科はなく、専科学校にも法政専攻はなかった。一九二九年に大学の**法学院**が法律・政治・経済学系に分かれた(その後「社会」が増えた)。その修業年限は四年とされ、**一次**の共通必修科目は「**党義**、国文、軍事訓練および第一・第二外国語⁽¹⁴⁾」とされた。換言すると、「党による国家統治」の訓政段階に入り、国民政府は国民党の党義を、法律学科の予備知識とし、その後の「**党国法学**」の伝授のためのレールを敷いた。

「**党義を重んじ、法学を軽んじる**」国民政府は、北洋政府よりも法学通論という科目を気に掛けなくなった。国民政府は一九三〇年に、監督方式が先述の日本の私立法律学校特別監督条規に頗る似た司法院国立大学法律科監督規程⁽¹⁵⁾を制定し、国立大学法律科の必修科目を規定した。その筆頭は国民党の党義を注ぎ込む「**三民主義**」であり、それまで法律・政治・経済の学生にとって**予科**の必修科目であった法学通論は、**もはや法学院の法律・政治・経済学系の一次**にとって予科の機能を果たす**共通必修科目**とはされなかった⁽¹⁶⁾。しかし、北洋政府期と同様に、比較的低レベルの法学知識しか必要としない警察官学校および警察官研修クラスでは、法学通論はなお必修科目の一つとされていた(党義は筆頭の必修科目であった⁽¹⁷⁾)。こうした状況は一九三八年まで続いた。当時の**法律学系**の必修科目には法理学があったが、法学通論はなかった(選択科目にあったかは不明)。ところが、**商学院**の共通必修科目には法学通論があった。もともと、北洋政府期には法学通論を必修としていた農芸・森林学系はすでにこれを廃止していた⁽¹⁸⁾。先述の規定の下、法学通論科目は**非法学専攻者**に国家法の**概要**を理解させるためにのみ用いられた。こうした教育の方向性は、**国家試験**の内容にも関わった。先述のように、北洋政府期の**司法官試験第一試験**の科目には経義、史論のほかに法学通論があったが、当時の国民党の南方政府が公務員試験について採用した基本的な試験科目は、政治的な党義であり、近代法の一般原理を解釈する法学通論ではなかった。一九二四年に孫文の指導

する中華民國陸海軍大元帥府（広州）が公布した試験条例は、第一試験の科目として国語・三民主義・憲法を定めたが、法学通論はなかった。第二試験においては、薦任文官、委任文官、外交官・領事官、司法官、弁護士、警察官、監獄官等の試験には「法学通論」はなく、これがあつたのは法院書記官試験だけであつた。汪兆銘等が指導する武漢国民政府が一九二六年に制定した裁判官試験条例は、筆記試験と口頭試問とに分け、筆記試験科目には三民主義、五権憲法および諸法があつたが、法学通論はなかつた⁽¹⁵⁴⁾。以上のことから、法学通論は法律職の国家試験からほぼ排除されただけでなく、多種の専門の文官に対しても法学通論を通じて比較的低いレベルの法学知識を具備することを求めなくなつていたことが分かる。

一九三五年の南京国民政府の高等試験司法官試験条例は、こうした方向性を再確認した。その司法官試験は一次試験と二次試験に分かれ、一次試験はさらに三つの試験に分かれた。第一試験の科目には国語、総理遺教（建国方略、建国大綱、三民主義および中国国民党第一回全国代表大会宣言〔総理〕とは国民党総理であつた孫文を指す）、中国の歴史と地理、憲法、法院組織法があつたが、やはり法学通論はなかつた。第二試験の科目は諸法であつた。地方政府で司法裁判に従事する県司法処審判官の試験も同様であつた⁽¹⁵⁵⁾。在職司法官に対する研修趣旨は、「党化司法の礎を築く」ことにあり、法学通論はこれと明らかに無関係であつた⁽¹⁵⁶⁾。その他の高等試験、ないしは普通試験の科目にも、法学通論は見当たらない。唯一の例外として、農林行政人員高等試験の第二試験には法学通論があつた。もつとも、法院書記官普通試験ですらもはやこれはなかつた⁽¹⁵⁷⁾。一九三六年の満洲国の司法試験令および書記官試験令においても、試験科目に法学通論はなかつた⁽¹⁵⁸⁾。注意に値することは、一九三九年の汪兆銘国民政府の司法官試験暫定条例は、一次試験においては「国語、法学通論」を選択科目とし、諸法を筆記試験科目とした⁽¹⁵⁹⁾。少なくとも試験科目において、法学通論を法学専攻者の予備科目と見る清末ないし北洋政府期へと回帰した。

2 国民政府期における法学通論の内容

学制・試験制度においては比較的重視されなかったものの、国民政府統治期中国の法学通論書の内容は、かつては日本の色彩に溢れていたが、特に一九二〇年代末・一九三〇年代初頭に各領域において近代的法典が整いつつあったことから、実際にはすでに**中国化**が進んでいた。一九二八年に朱采真はその『法学通論』（表二―三）を初めて出版するに当たり、惜しみつつ、「まずはわが国の法律は現在まだ完備されていないため、さらには多くのことを含めることができないため、本書は法の一般的原理・原則を説明することに重点を置いた。人々がこの法学通論を読めば、法の総体的意義が明らかになるであろう」と述べた。⁽¹⁰⁾同書は全二五八頁であり、中国法を説く最終章の「わが国の現行司法制度および現行法の要点」だけで全書の約一〇分の一に当たる二五頁を占める。⁽¹⁰⁾先述のとおり北洋政府期に出版された法学通論書が長年にわたり直面してきた苦境、すなわち一貫して総論を重視し、各論を欠いてきた真の理由はここにあった。だが、朱采真は一九三〇年に同書を大幅に改訂した上で、書名も『法律学通論』に改め、一九二八・一九二九年に制定されたばかりの中国刑法典・民法典の内容を**追加**した。⁽¹²⁾情勢は明らかに変わり始めていた。

東呉大学法学院卒業後にアメリカに留学し、弁護士でもあり、また教授でもあった丘漢平⁽¹³⁾は一九三三年に「新時代法学叢書」として『法学通論』（表二―六）を執筆した際に、中国法が相対的に**完備**されたことから、こうした著作が日本の影響から**抜け出し**、「新たな時代」へと移行することができるようになった、とついに高らかに宣言した。丘は「自序」において次のように詳細に説明した。

宣統帝退位以降、朝野の人士は大いに变法を論じてきた。……一時は隆盛を極めた。時は徐々に過ぎ去り、

今日まで数十年の年月が経った。ただ法治ははまだ確立しておらず、法学ははまだ盛んになっておらず、普通の法学教科書すらほとんど見当たらない。普通の法学教科書について言えば、法学通論が最も普通の書であろうか。とはいえ、光緒三四年（著者注…一九〇八年）に日本の岡田博士の法学通論講義が出版されてから、中国人が執筆した法学通論はいずれも氏の底本から抜け出せていない。法律界の恥といえ、これに勝るものはない。……そこで本書をなした。……引例にはわが国の法律を用いるようにし、分かりやすくした……⁽¹⁶⁾

問題を意識していた丘漢平は、最終的にはやはり日本の色彩を帯びた、中国的な法学通論の論じ方の伝統を完全に捨て去ることはできなかった。丘漢平編『法学通論』は附録において、当時中国で「坊間で出版されている法学通論の多くが日本のものの編訳である」と指摘した。またそれが探しえた訳本が岡田朝太郎、磯谷幸次郎、梅謙次郎、織田萬、三瀧信三、中村進午の六名の日本人法学者（そのうち五名は表一で記した）の著作を翻訳したものであったと述べた。ここから、**中国人学者**だけで完成させた法学通論書は、先述の朝陽大学講義だけであったことが分かる。というのも、丘漢平の見解によれば、白鵬飛『法学通論』（表二―四）の大半は、三瀧信三の著書（表一―一三）に依拠しており、上海の会文堂新記書局が出版した欧陽谿『法学通論』（表二―七）は、その構成から実質的には「法律綱要」にすぎなかったからである。⁽¹⁶⁾ 丘漢平はあるいは日本の法学通論モデルを乗り越えようとして、ローマ法や先秦法思想の知識を運用し、「法の現象」を論じる際には荀子を引用し、「法の観念」を論じる際にはまず法の本字である「灋」（明治日本にはこの字を書名とした学者もいた。表一―三参照）と「律」を遡り、『説文解字』等の漢籍にはいずれも「均平」の意味があるとし、西洋由来の法と中国のローカル性を結びつけようとしたのであろう。だが、こうした部分が書全体において占める紙幅はわずかであり、法学通論書の構成において、なお日

本と異なるものを樹立するには至らなかつた。⁽¹⁶⁾

日本留学経験のある李景禧・劉子愨⁽¹⁶⁸⁾は、それらの編んだ『法学通論』（表二一九）が一九三四年に初めて出版された際にも、中国法を組み込んだことを同書の特徴とした。それによれば、当時中国で出版されていた法学通論書は、「叙述に際して、わが国（著者注：中国）の法律の多くが未公布であるためか、あるいはその他の原因のためか、わが国の法システムに完全に依拠して編集・執筆されたものはなお多くはない。本書は出版が比較的遅かつたため、この欠点を免れることができた」とした。⁽¹⁶⁹⁾

一九三五年に多くの法典が改正後に施行され、民国中国の六法体系が整つたといえるようになり、ローカライズされた中国版法学通論書がついに誕生した。浙江政法学校法律専科卒業後にフランスで法学修士号を取得した楼桐孫⁽¹⁷⁾が一九三九年に出版した同編著『法学通論』（表二一一）がそれである。楼は同書において読者に対して「中国の法律は大体においてすでに完備されたというる。……我々が法学を論じるに当たっては、自ずから民族文化・民族生活を基本的立場とすべきである。……拙著が読者にとつて、中国の最新の法学通論とならんことを望む⁽¹⁷⁾」と告げた。朝陽大学卒業後に日本の明治大学で研究した林紀東⁽¹⁷⁾も、一九四七年に出版した同編著『法律概論』（表二一四）において、「本書は法の本質、形式と内容等を取り扱う際に、随所で例を用いると共に、わが国の現行法典を十分に引用し、適切で、必要な、また意義深い説明をする⁽¹⁷⁴⁾」と述べた。

だが、民国期中国の法学通論書は、中国化すると同時に、また西洋の個人主義・自由主義的法制度の「党国化」をも推し進めた。これは戦前日本にはなかつたことである。「訓政」が始まつた一九二八年、朱采真はその『法学通論』において、「国民党の党治時代において、法の基本的精神が党綱領および党義に背くことができないうことから、私は三民主義の中で法律化することのできる学説をほぼ完全に本書の資料とした⁽¹⁷⁶⁾」と述べた。朱は同書の改訂

版において、第二党の存在を許さない中国の「党治」と、西洋の政党政治は大いに異なり、党治は法を必要な道具としなければならぬと指摘し、そこから「法治」の重要性を説いた。⁽¹⁷⁾ 湖北法政学堂を卒業した毛家驥⁽¹⁸⁾は、一九三一年に中央陸軍軍官学校の「政治教程第五種」として『法学通論』（表二一五）を編集した際に、同書が「いずれも総理の三民主義の原理・原則によって立論し、もって三民主義の法の実現を期した。これは三民主義の法学通論といえよう。……第一章から第五章までは、法全体の原理・原則およびその進化の叙述に重点を置き、党治・法治を扱った」と自ら称した。⁽¹⁹⁾ それは同様に、「党治」を法治が実現せんとする目標とした。樓桐孫はかねてより国民党と関係が密接であったため、一九三九年の同編著『法学通論』において、同様の立場を示した。すなわち「国民党のあらゆる立法は、総理遺教を準則としている。したがって拙著においても、総理遺教および中国国民党の政治綱領・政策に逐一言及せざるをえない。筆者の野心としては、拙著が読者を三民主義の法治の大道に導かんことを望む⁽²⁰⁾」。ここに至り、民国中国の法学通論は、すでに「中国の特色ある」党治化へと歩み始めていた。

明治日本の法学通論を踏襲することはすでに党国の必要に適っていたが、法学専攻者にとっては深みが足りず、非法学専攻者にとっては曖昧にすぎ、または分かりづらいという問題が依然として存在していた。法規上は先述のとおり、法学通論は法学院各系の共通必修または法律系の必修科目ではなく、大学商学院の共通必修または警察官学校の必修科目に列せられていたにすぎなかった。また法律職を選抜するほとんどの国家試験でも法学通論は試験科目ではなく、非法律職の試験においてこれを試験科目としていたのは、農林行政人員高等試験だけであった。だが大学の教育現場において、法学通論教科書に対する教員と学生のニーズはなおかなり高かった。日中戦争下の一九三九年、燕京大学に着任した胡毓傑は『法学綱要』（表二一〇）を出版した。従来のように「通論」を書名としなかったが、「自序」の冒頭から「法学通論は法律学を修める上での基礎科目であり、政治学の導言、経済学の

原理やその他の科学の基本課程と性質が似ている」と述べた。さらに「北平（現在の北京）は非常事態にあり、すでに二年が経ち、南部から来る書籍は市場から姿を消し、北部の学者も相次いで南部に行った。国内の優秀な者を採用しようとしても、能わない。これが断固決然として汗水を流して本綱要をなした所以である」と述べた。しかも奥付において「大学用図書」と注記した上で、燕京大学（北平）・東呉大学（上海）法律学院が代行販売するとした。しかしながら、同書の「序」を執筆した張東蓀はむしろ、同書は「法学専攻者のためのものではなく、政治・経済・社会を学ぶ者に法律知識の概略を得させようとしたものである」とした。この時分まで、中国の法学通論書は依然として一八八一年に明治日本で誕生したときのように、一方では法学専攻者の導入としての、他方では非法学専攻者に法の概要を理解させるためのものであったようである。

国民政府統治期中国の法学通論については、明治日本の影響力は下り坂に向かい始めたが、なおかなり色濃く残っていた。ある論者は次のように指摘する。すなわち、一九三〇年代には中国の学者が日本方式で法学通論を執筆しなくなったが、当時一部の学術水準が高くない著作が逆に法学通論という科目の名声を下げた。そのうち、学術的成果が**比較的高い**代表作が二点ある。一点は先述の丘漢平の『法学通論』であり、もう一点は一九三三年に大東書局（上海）が出版した張映南『法学通論』である⁽¹⁸⁾。しかしながら後者の構成は基本的に日本人学者の立場を踏襲しており、自らも多くの日本の法学博士である三瀧信三（表一—一三）の原著に依拠しつつ、他書を参考にして編纂したと述べている⁽¹⁹⁾。丘漢平書の構成が示す論述枠組みも、当時普及していた日本の法学通論書から踏襲したものと何ら違いはなく、相違点は同書ができる限り日本の紹介に依拠して紹介するのではなく、西洋の法学文献を直接用いた点であろう⁽¹⁸⁾。

3 民国中国における法学通論の「夕陽限り無く好し」*

* 訳者注…「夕陽限り無く好し」「夕陽無限好」は李商隱「楽遊原に登る」の一節である。後に続くのは「只だ是れ黄昏に近し」「只是近黄昏」であり、「(折しも、輝く)夕陽は、この上なくすばらしい。だが、しかし、(今は)夕暮れ(の闇の色)が間近に迫っているのだ」という趣旨である(田部井文雄『唐詩三百首詳解(下)』(大修館書店、一九九〇年)二五九～二六〇頁参照)。

法学通論が法学専攻者と非法学専攻者の両者を配慮しようとしたが、二兎追うものは一兎をも得ずの苦境に陥ったことは、中国教育当局の関心を引いた。一九四二年に重慶国民政府教育部は、法律専門職団体構成員を招集して協議した後、法学通論を廃止する一方で、大学法学院各系学生に対して法学の一般原理を講述する「法学緒論」を設置することを決定した。教育部が一九四二年一〇月に改正した「法律学系必修科目表」によれば、一年次前期の必修科目に「法学緒論」が登場し、しかも「党義」がなくなっていた⁽¹⁸⁶⁾。その過程に参加した梅仲協(当時中央政治学校法律学系主任、フランス留学経験あり)⁽¹⁸⁷⁾は、その後一九五四年にその経緯を以下のように記した。

わが国(著者注…中国)の学者が編集・執筆した法学通論書のほとんどは日本を参考として、総論と各論に分けている。しかして各論は各種の重要な法律の概要を述べているにすぎず、走馬看花のようであり、よく見られるのは、大量の専門用語を羅列するだけで、その内容が詳細ではなく、深奥がよく分からないものである。総論部分について言えば、往々にして学理を高らかに論じ、遠くはギリシャ・ローマから、近くは二〇世紀の著名な学説に漏れなく触れるが、いずれもわずかばかりの説明しかなく、読者を戸惑わせ、その深奥

をうかがい知ることはできない。教育部はこのため、民国三年（著者注…一九四二年）秋に、立法委員、司法当局および各大学法学教授を招聘し、共同で検討して改善を図った。当時、筆者（著者注…梅仲協）もこれに参加した。直ちに決定に至り、法学通論は廃止すべきであり、別に法学緒論科目を開設し、法学院各学系の共通必修科目とし、科目の内容の重点は法学原理の講述に置くべきであり、諸法の概要には触れないこととされた。

法学緒論書の構成について、教育部は今日（著者注…一九五四年）まで規定を置いていない。⁽¹⁸⁾

民国中国の歴史的展開の文脈から見て、一九四二年のこの決議は、法学通論を法学院各系一年次の共通必修科目から外した一九三〇年の決定を改め、法学通論を法律・政治・経済専攻者の予科における必修科目としていた北洋政府期に戻ったに等しい。先述のとおり、汪兆銘国民政府は一九三九年に司法官試験科目において、類似の態度を採っていた。こうした位置づけに基づき、法学通論は総論部分を講述しさえすればよかった。北洋政府期の法学通論も大体同様であった。例えば先述の朝陽大学法律科講義である。しかも、教育部は法学緒論書の構成について規定しなかったが、梅仲協が述べた「重点は法学原理の講述に置くべきであり、諸法の概要には触れない」については、法律学系必修科目表の「説明」欄においてわざわざ、「法学緒論科目の目的は、学生に『法』の基本概念、役割および体系、世界の重要な法系の発展の概況、各国の法学教育の現状、法学研究の方法等について学生にいくばくか認識させ、その法学に対する興味を沸き立たせ、そこから各分野の法学科目を研究させることにある」とした。⁽¹⁹⁾だが、当時の中国はまさに分裂および戦乱に陥っており、重慶政府が実効支配していた地域は限られていた。少なくとも先述の法学通論書を執筆した胡毓傑が勤めていた大学は、こうした教育部の指揮を受けていなかった。

戦後初期の中国において、法学通論書は雨後の筍の如く現れた。元老クラスの夏勤も一九一七年に出版した『法学通論』の修訂版を出版した。⁽¹⁹⁾第二次世界大戦末期の一九四五年一月、フランス・トゥールーズ大学法学博士で、重慶の復旦大学教授であった何任清が、「国立復旦大学叢書」として『法学通論』（表二—一二）を完成させた。同書は法学・法・国家・権利および義務からなる四編構成であり、これは一九〇七年の織田萬書を代表とする明治日本の一九〇〇年代の法学通論書とほぼ同じであった。⁽²⁰⁾だが、同書に各論がなく、総論しかなかったことは、先述の教育部一九四二年決議の趣旨に合致する。とはいえ、教育部が制定した法律学系必修科目表において、一年次前期課程の科目名は明らかに「法学緒論」であり、同書が用いた「法学通論」ではなかった。著名な法学者の呉経熊は同書に序文を寄せ、「各章末に問答および注解を付し、極めて詳細であり、大学教育および試験対策の用途に頗る適している」と述べた。しかも同書は戦後の一九四六年一二月ですでに三版を発行した。⁽²¹⁾そのため、この『法学通論』は確かに法律系一年次の教材とされたようである。とはいえ「法学通論は廃止すべき」とする教育部の指令は一顧だにされなかった。「法学通論」という名称は民国中国においてそこまで深く根付いていたのだろうか？

当時はおお一般国民に法律知識を普及させることに比較的重きを置いた法学通論書があった。一九四五五年に重慶の中国書店が出版した林振鏞・王冠英編著『法学通論』はその「自序」において、法治の基礎は人民各人が法を知っていることにあるため、現行法を抜き出して一卷にまとめ、法学の原理に関する総論を合わせ、社会のニーズに応えんとした、と述べている。⁽²²⁾同書が読者層を一般民衆と設定した以上、当然のことながら先述の大学法学院の法学通論に対する教育部の指示とは関係がなくなるため、総論のほかに、相当詳細な各論もあった。だが今日、同書の販売状況がどうであったかは分からない。

中国青年党に属して政界で活躍した朱祖貽⁽¹⁹⁶⁾が一九四六年に編集・執筆した『法学通論』（表二―一三）は一五版に達しており、かなり売れ筋であったといえよう。同書の「編輯大意」によれば「一、本書は教育部が公布した課程標準に従って編集・執筆し、商業職業高等学校の必修に供し、高等学校普通科の選択科目用をも兼ねる。……三、本書の章節の順序はいずれも部課程標準の規定によった……⁽¹⁹⁷⁾」。以上のことから同書は先述の教育部一九四二年決議が推進し、大学法学院各学系の共通必修に当たる法学緒論では決してなく、法学通論を職業高等学校の必修科目・高等学校普通科の選択科目と位置づけていた。そのため同書の最後の二章は、法学原理以外の「その他の諸法の概要」に充てられ、その実質は各論であった⁽¹⁹⁸⁾。

このほかに、一九四七年時点で四版に達していた、中央政治学校で教鞭を執っていた林紀東編者の『法律概論』（表二―一四）があった。林は自ら「実に大学法学一年生の最良の教科書であり、また専門外の一般人に必要な法学知識を教授し、その遵法精神を涵養するための適切な読み物である⁽¹⁹⁹⁾」とした。同書は法学一年次生の教科書と位置づけられた。しかしまず、何任清書のように、書名は「法学緒論」ではなかった。しかも総論のほか、さらに専門外の一般人のニーズまでも顧みた各論があり、甚だしきに至っては、それが同書全体の多くの紙幅を占め、先述の林振鏞・王冠英や朱祖貽の『法学通論』に近く、いずれも一九四二年の教育部決議の期待に沿っていなかった。

(88) 孫家紅「導言・西方、日本、中国法」李貴連・孫家紅編『法政速成科講義録』（広西師範大学出版社、二〇一五年）二―一三頁参照。

(89) 法政大学法政速成科に入学した中国人の大半は日本語ができなかったため、教室で中国公用語に通訳する方法により法学を講義せざるをえなかった（孫家紅・前掲注（88）一三、四八―四九頁参照）。

- (90) 王泰升・前掲注(6) 八八〜九〇頁参照。
- (91) 中国語に翻訳されたものを含めば、最初の中国語の法学通論書は後述の王国維が翻訳した磯谷幸次郎講述『法学通論』であった。
- (92) 張篤勤「張之洞與西洋社会科学在武漢的初期傳播」馮天瑜・陳鋒主編『張之洞與中国近代化』(中国社会科学出版社、二〇一〇年)五二二〜五四七頁参照。
- (93) 政法大学法政速成科の講義録は日本国内において有斐閣が政法大学校内外の中国人留学生や日本国内のその他の読者に向けて販売したのみならず、さらに中国に向けても販売され、上海の広智書局がその販売業務を総攬し、しかも当初より中国全体を販売可能な市場と見ていた(孫家紅・前掲注(88) 六三〜六六頁参照)。以上のことから、政法大学法政速成科卒業生が主導した「法政叢編」は、東京で印刷・発売されたが、販売対象をそれが最も関心を寄せる中国人民にまで拡張していたと推測される。
- (94) 張知本・鄒麟書・劉斐臣編『法学通論(法政叢編第一種)』(湖北法政編輯社、一九〇六年。初版は一九〇五年)「例言」。
- (95) 渡部萬蔵『現代法律語の史的考察』(萬里閣書房、一九三〇年)二五八〜二六〇頁参照。換言すると、明治期の日本語漢字における「憲法」は、すでに『周礼』等の古典の原始的意味を超えており、西洋語(フランス語、英語、ドイツ語、スペイン語等を含む)の“constitutional law”の同義語となっていた。清末中国はそこからさらに日本語漢字を中国語に組み込み(ただし発音は中国公用語(中国語)による)、同様に西洋語の“constitutional law”を意味するものとした。ある論者によれば、一九〇〇年以前に中国で翻訳された西学書籍は、主にイギリス・フランス・ドイツ等の西洋語から翻訳されたが、一九〇〇年以降は、日本語からの翻訳が量的に急増し、主要部分を占めたという。一九五〇年代までに現代中国語には日本語の語彙八四四個が溶け込み、また社会科学の学科名または専門用語の一部は日本語に由来する(張篤勤・前掲注(92) 五三九、五四三〜五四四頁参照)。法は中国でも一貫して、政治・経済等の社会科学と同類と考えられてきた。
- (96) 同じ立場として程波・前掲注(8) 一一三頁参照。
- (97) 近代的意義における「法学」という用語は、明治日本において漢字二文字を用いて西洋語の“jurisprudence”、“science of law”を翻訳した後、一九世紀末・二〇世紀初頭に清代中国に伝わり、今日の中国語の一部となった(何勤華『中国法学史』(韋伯文化国際出版有限公司、二〇〇四年)五〜一一頁参照)。

(98) 程波によれば孟森が執筆した『新編法学通論』(一九一〇年)が中国人の最初に編集・執筆した法学通論教科書である。もともと程波はまた、孟森書が法政速成科における梅謙次郎の法学通論講義の中国語訳であり、原文をそのまま収録したり、あるいは原意を保持した上で微修正を加えたりし、時には梅謙次郎の言を異なる箇所に移動させたりしていると指摘する(程波・前掲注(8)七六、八九、一〇七〜一〇九頁参照)。以上の程波の描写によれば、孟森書はなお「編訳」に当たり、自己の学術的見解を示す「著」とはなお言えないため、書名を「新編」に止めたと論じる。同じく「編訳」であるならば、張知本等の編書の出版時期は孟森書より早い。とはいえ「訳」と「著」を区別するのは容易ではない。というのも先述のように、日本語が漢字により表現する法律用語が中国語の一部となっていたからである。現在の台湾の学術スタンダードから言って、翻訳は原文の趣旨に完全に拘束され、自らの意見により原意を変更すべきではなく、自己の意見を主張したければ、「著」によりすべきである。もともと、清末民初中国の学界にはこうした観念はなかったようである。この点については程波も同旨である(程波・同上二二一〜二二三頁参照)。

(99) 程波・前掲注(8)五二頁参照。

(100) 程波・前掲注(8)三八頁参照。

(101) 日本の国会図書館の蔵書には、磯谷幸次郎著(中表紙には「講述」と記されている)『法学通論(日本法律学校正科講義録)』(日本法律学校編輯部、一八九六年)がある。『官報』三六三四号(一八九五年八月九日)九三頁によれば、磯谷は東京地方裁判所判事から長崎控訴院判事に転任し、『官報』七二四二号(一九〇七年八月一九日)三八九頁によれば、大審院判事から横浜地方裁判所長に転任した([\(102\) これらの中国語訳本は三四種に上り、そのうち梅謙次郎が講述した法学通論には五種の訳本がある。北洋政府期には、日本語の法学通論書の訳本は大幅に減少した\(程波・前掲注\(8\)一七〜二〇、九八〜九九、一六七頁参照\)。](http://dl.ndl.go.jp/search/searchResult?viewRestrictedList=1&searchWord=%E7%A3%A1%E8%B0%B7%E5%B9%B8%E6%A1%E9%83%8E+%E8%91%97&refreshFlg=1&rows=40&sort1=&sort2=参照(最終アクセス日:二〇一八年二月一六日)。)</p>
</div>
<div data-bbox=)

(103) 程波・前掲注(8)三八、一五八〜一五九頁参照。

(104) 盧弼は清末に日本に留学し、帰国後に清朝の黒龍江省道尹候補、國務院秘書長代理を歴任し、民国成立後は肅政庁幹事に任ぜられ、一九一七年には平政院第三庭長評事に就いた。黄炳言の生涯は不明である(田原禎次郎編『清末民初中国官紳

人名録」(中国研究会、一九一八年)七三二頁参照。この盧弼および黄炳言の訳業は、同書の上巻「法学」および中巻「法律」しか訳しておらず、日本の諸法を叙述し、事実上の各論に当たる下巻「権利」を含んでいない。程波の考証によれば、当該訳書の初版は一九〇六年であり、しかも一九一〇年に「三巻」を出版し、上海昌明公司が一九三五年に再版した(程波・前掲注(8)一八頁参照)。なお、一九一〇年に同書下巻「権利」の翻訳を終えて出版されたかについて、筆者には確たる情報はない。

(105) この一〇〇年以上前の講義録は、二〇一五年に広西師範大学出版社が影印出版した。李貴連・孫家紅編『法政速成科講義録(全一冊)』がそれである。もともと、現存する『法政速成科講義録』は速成科の講義内容の部分的な記録にすぎず、その講義録の作成にはかなりの困難が伴った。「法学通論及民法」について言えば、欠落があるばかりか、全てを採録できていない(孫家紅・前掲注(88)四五、四七、五四、六〇頁参照)。

(106) 梅謙次郎は日本民法典の起草者の一人であり、代表作として『民法要義』がある(潮見・利谷・前掲注(36)七三、八七頁参照)。

(107) 孫家紅・前掲注(88)一六、一九頁参照。法政大学法政速成科卒業生の要人を挙げれば、例えば国民党指導者であった汪兆銘・胡漢民や、長期にわたり国民政府司法院長を務めた居正、重要な法学者である張知本がいる。

(108) 西英昭『近代中華民国法制の構築』(九州大学出版会、二〇一八年)五五頁参照。

(109) 程波・前掲注(8)四三〜四四頁参照。

(110) 専攻科の科目は以下のとおりである。「一」内の数字は各週の講義時間数を指す。原文において文字サイズが小さい箇所は()で括った。一年次は四部共通であり、日本語「二〇」、歴史「二」、地理「二」、数学「二」、倫理学「二」、**法学通論**「二」、国法学(国法原理)「二」、憲法(日本憲法)「二」、経済学(原理)「三」である。「法律部」二年次は日本語「一〇」、民法「六」、刑法「四」、行政法「四」、国際公法「四」、民事訴訟法「四」、三年次は民法(日本民法)「四」、比較民法「三」、商法「六」、国際私法「三」、民事訴訟法(人事訴訟手続法を含む)「三」、破産法「二」、刑事訴訟法「二」、不動産登記法「二」、公証人法「二」、監獄学「二」であった。その他の三部にも相当数の法律科目があった。簡潔に述べれば以下のとおりである。「政治部」二年次の課程は法律部とは同じであり、民事訴訟法の代わりに財政学が置かれただけであった。三年次の法律科目には比較憲法、民法、比較行政法、国際私法、国際刑法があった。「経済部」の法律科目として

は、二年次に民法、国際公法が、三年次には民法、商法、国際私法、保険法（保険業法を含む）があった。「財政部」の法律科目としては、二年次に民法、行政法、国際公法が、三年次には民法、商法、租税法（日本租税法）があった（「訳呈法学博士梅謙次郎法政専科規則請核定通咨各省選送学生留学該科附有特設部此後派員」（光緒三十四年五月二日）『教育部』国史館蔵（入蔵登録番号：01900000593A）参照）。

(111) 岡田朝太郎（張孝移訳）『法学通論』（富山房・有斐閣、一九〇八年）の「序」一―二頁。

(112) 岡田・前掲注（111）の「原序」一頁。

(113) 岡田・前掲注（111）の「原序」二頁。

(114) 一般的な法原則について例を挙げて説明する際には、特定国の法律を引用する必要があろう。例えば「普通法と特別法との区別の標準は、人に依りて其探るところ同じからず、或は全国法を以て普通法と為し、限地法（地域を標準とするもの）を以て特別法と為すものあり、此基準を採るときは、日本刑法及び大清律例は普通（刑）法と為り、日本各府県違警罪令及び清国直省罰則の類は特別（刑）法と為る」（岡田・前掲注（111）一五頁（邦訳に際しては岡田・前掲注（71）一四頁参照））。

(115) 岡田・前掲注（111）の目次は「総巻」、「第一巻 憲法」、「第二巻 行政法」、「第三巻 民法」、「第四巻 商法」、「第五巻 刑法」、「第六巻 裁判所（及検事局）構成法」、「第七巻 訴訟法」、「第八巻 国際私法」、「第九巻 国際公法」であった。日本語において漢字で構築されたこれらの法学各科目の名称、あるいは「裁判所」、「上告」等の訴訟法上の用語は、当時の中国語の法律専門用語となるのが常であった。

(116) 張孝移は湖北省武昌県出身で、清末に日本の早稲田大学を卒業し、大理院五品「推事」（判事に相当）に任官した。民国成立後は同職に引き続き任じられ、一九一五年に総檢察庁簡任檢察官に転任した（田原・前掲注（104）四三四頁参照）。

なお、中国の「特任官」、「簡任官」、「薦任官」、「委任官」は、それぞれ日本の親任官、勅任官、奏任官、判任官に相当する。

(117) 岡田・前掲注（111）の「訳例」一頁。

(118) 岡田朝太郎講授、汪庚年編輯『法学彙編（法学通論、憲法、行政法）』（京師法学編輯社、一九一一年）。同書の総発売所は北京にある法学編輯社であり、分売所は中国の北京やその他の都市の複数の書店であった。

(119) 「法学彙編」各冊（全二〇冊）の内容と講授者の氏名（「」で括った）は以下のとおりである。すなわち（一）法学

通論、憲法、行政法〔岡田朝太郎〕、(二) 大清刑法総則〔同〕、(三) 大清刑法分則〔同〕、(四・五) 民法総則〔松岡義正〕、(六) 物権法、債権法〔同〕、(七) 親族法、相続法〔同〕、(八) 商法総則〔志田鉦太郎〕、(九) 商行為法、会社法〔即公司律〕〔同〕、(一〇) 手形法〔即有価証券法〕、船舶法〔即海商法〕〔同〕、(一一) 大清法院編制法〔岡田〕、(一二) 刑事訴訟法〔同〕、(一三) 民事訴訟法、破産法〔松岡〕、(一四) 國際私法〔志田〕、(一五) 国法学〔岩井尊文〕、(一六) 國際法〔同〕、(一七) 監獄学、大清監獄律〔小河滋次郎〕である。このほか、以下の「附冊」もあるが、講師名は記載されていない。すなわち(一八) 経済学、(一九) 財政学、(二〇) 秋審条例、審判要略、名詞解である。

(120) 岡田朝太郎『法学通論』(中外印刷株式会社、七版、一九二〇年)の「緒言」、「五版ノ初二」三頁参照。

(121) 劉崇佑の履修記録(二〇〇一年九月二日、早稲田大学提供。劉広定『愛国正義一律師・劉崇佑先生』(秀威資訊科技公司、二〇一二年)四頁参照)参照。

(122) 日本の国会図書館において「法学通論」という書名の明治期の図書を検索した際にヒットした図書資料参照。

(123) 織田萬(劉崇佑訳)『法学通論』(商務印書館、一九〇七年)の「第二卷 各論」一―一頁参照。

(124) 劉広定・前掲注(121)三頁参照。

(125) 劉広定・前掲注(121)一六―一八、二二頁参照。

(126) 程波・前掲注(8)四四―四六頁参照。

(127) 清末に沈家本が法律制度改革を主宰し、日本の法律用語を借りて、中国の近代的法律用語を規範化する以前において、中国には相應の近代的法律用語がなかったため、欧米法の翻訳に困難が生じていた。その実、近代的法律用語がなければ、翻訳が困難であるばかりか、立法・司法のいづれも困難である(程波・前掲注(8)一三八―一三九頁参照)。

(128) 大学令(一九二二年一月二六日)一、二、四、六、八条(蔡鴻源主編『民国法規集成(二七七)』(黄山書社、一九九九年)四三―四四頁参照)、大学規程(一九二三年一月一七日)一―三、九、一二条(同上四六、五八―六一、七〇、七二、七四頁参照)、私立大学規程(一九二三年一月二〇日)一〇条(同上八七、八九頁参照)、黄龍先『我国大学課程之演進』(杜元載主編『革命文献(第六〇輯) 抗戰時期之高等教育』(中国国民党中央委员会党史委員会、一九七二年)二六頁(初出は高等教育季刊一卷三期(一九四一年)一一二―一三四頁)参照)。

(129) 法政専門學校規程(一九二二年一月四日)二、四、五条(蔡鴻源・前掲注(128)九七―一〇一頁参照)。

- (130) 法政講習所の必修科目は法学通論、憲法、行政法、自治行政論、刑法概論、民法概論、商法概論、民刑訴訟大意、経済学、統計学であった。選択科目としては財政学、国家学、国際公法、国際私法、工商業政策、農業政策、社会学から一ないし四科目を選ぶものとされていた(法政講習所規程(一九一五年七月二二日)一〜三、五条。蔡鴻源・前掲注(128)一三六〜一三七頁参照)。
- (131) 内務部警務学校規程(一九一二年三月七日)一、七、八条(蔡鴻源主編『民国法規集成(五)』九二〜九四頁参照)、警察学校教務令(一九一三年一月六日)四、五条(同『民国法規集成(一四)』三九〜四二頁参照)、監獄学校規程(一九一三年六月一四日)一、七条(同・前掲注(128)一三八〜一三九頁参照)。
- (132) 司法官試験令(一九一五年一〇月一日)六、七条(蔡鴻源主編『民国法規集成(一〇)』一〜二頁参照)。
- (133) 胡挹琪・前掲注(12)の「例言」一頁。ここから、胡挹琪が清末に日本に赴き法政大学速成科第四班で学んだことが分かる。
- (134) 同書の奥付には「民国二年再版」としか記載されておらず、初版年は記されていない。清末民初中国の法学通論を研究した程波は、「筆者の知見によれば、胡挹琪が編集した『法学通論』は実際には兪江・王健が言及した一九〇七年版の再版であり、その時期は一九一三年である」とする。もっとも、程波はいわゆる一九〇七年版を得ていないようであり、引用時にはなお一九一三年版を用いている(程波・前掲注(8)一〇一頁、一〇七頁の注(2)参照)。
- (135) 胡挹琪・前掲注(12)三、六、一八頁参照。
- (136) 汪有齡「初版序」夏勤・郁疑・前掲注(11)の「序言」一頁。
- (137) 夏勤は一九一二年に京師法政大学堂を卒業し、日本の中央大学に留学し、卒業後は東京帝国大学で刑法を研究した。一九一七年に中国に帰国した後、司法官となり、大理院推事、総檢察庁首席檢察官を歴任した。一九二八年に最高法院刑事庭長に任じられ、一九三八年には司法行政部常務次長に転じ、一九四五年には最高法院長に任じられた。前後して北京大学、朝陽大学、国立中央大学、中央政治大学、陸軍将官訓練班、司法院法官訓練所で教鞭を執ると共に、高等試験考査委員等を務めた。一九四八年に憲法施行後の国民大会代表に当選し、一九四九年三月に司法院大法官に任じられ、同年香港に移住し、台湾には戻らず、一九五〇年に香港で病死した。郁疑は天津北洋法政学堂卒業後、日本の早稲田大学法科に留学し、卒業後に帰国した。江寧地方審判庁長、湖南財政庁長、国民政府法制局編審を歴任した。前後して奉天省立法政専門学校、京師大

学法科、朝陽大学、中国大学、河北大学法律系、北平大学法学院、河北省立法商学院法律系等で教鞭を執った（徐友春主編『民国人物大辞典（増訂本）』（河北人民出版社、二〇〇七年）八五三、一一三二～一一三三頁参照）。

(138) 夏勤・郁疑・前掲注(11) 一～二頁（邦訳に際しては梅謙次郎講述『法学通論』（法政大学、一九〇九年）一頁参照）。

(139) 程波・前掲注(8) 一九一～一九三頁参照。

(140) 白鵬飛は東京帝国大学卒業後、北京法政大学、北京大学法律系、広西大学教務長、同校長、北平大学法学院長兼政治系主任を歴任した。一九四〇年には国民政府監察院監察委員に任じられた。一九四八年に逝去した（徐友春・前掲注(137) 二九五頁参照）。

(141) 白鵬飛によれば「本講義は理論面において理路整然たることに努めたほか、法学の各分野の実際について、その性質と相互の関係についてのみ論じた。すなわち内容に関わるときは、読者が将来各分野を探索しようとするときに道に迷わず、目的地に辿り着けるようにするために、前庭部分を示すに止めた」（白鵬飛・前掲注(12) 四頁）。

(142) 夏勤・郁疑・前掲注(11) 五、七～八頁。

(143) 夏勤・郁疑・前掲注(11) 九～一〇頁。

(144) 夏勤・郁疑・前掲注(11) 一一～二〇頁。

(145) 夏勤・郁疑・前掲注(11) 二二頁。

(146) 例えば「物権 (Sachenrecht, droits reels, Right of things)」「債権 (Obligationenrecht, droit de creance, Obligation)」（白鵬飛・前掲注(12) 一七五頁。なお原文ママ）である。

(147) 京都大学図書館所蔵、出版者不明、出版年：「一九——」。

(148) 大学組織法（一九二九年七月二六日）四、二一条、大学規程（一九二九年八月二五日）六～八条、専科学校規程（一九三二年三月二六日）五条（蔡鴻源主編『民国法規集成（五八）』六五～六七、七〇～七二頁参照）。大学法（一九四八年一月二二日）四条（同『民国法規集成（五九）』五二五頁参照）。

(149) 王泰升「国民党在中国的「党治」経験…民主憲政的助力或阻力？」中研院法学期刊五期（二〇〇九年）一〇九～一一九頁参照。

(150) 劉恒奴・前掲注(40) 一四四頁も同旨。

- (151) 司法院国立大学法律科監督規程 (一九三〇年四月七日公布) 二条が掲げる法律科必修科目は、①三民主義、②憲法、③民法および商事法、④刑法、⑤民事訴訟法、⑥刑事訴訟法、⑦法院組織法、⑧行政法、⑨國際公法、⑩國際私法、⑪政治学、⑫経済学、⑬社会学、⑭労働法であった(蔡鴻源主編『民国法規集成(六六)』一三〇頁参照)。大学規程七条によれば、大学各学院においては二次次から、一の学系を主学系と定めた上で、その他の学系を副学系に選ばなければならない。そのため、法学院一年生の「共通必修」は、二次次からそれぞれ法律・政治・経済等の学系を主学系とする者の「共通の予備科目」に当たり、**予科**の機能を果たしていた。
- (152) 警察官学校章程 (一九三二年五月) 六条、警察官補習班規程 (一九三五年一月二五日) 七条(蔡鴻源主編『民国法規集成(四〇)』五一～五二頁参照)。警察官補習班規程一条によれば、「各省市の各級警察機関におけるおよそ警察官教育を受けたことのない現任の委任警察官は、いずれも研修教育を受けなければならず、警察官が必ず具備しなければならない基本的学識を修得させる」と定める。ここから、「警察官補習班」は在職警察官の研修クラスであったと解される。
- (153) 黄龍先・前掲注(128) 四四、四八、五二頁参照。
- (154) 試験条例 (一九二四年八月二六日) 二、九、一〇、二一、二五、二九、三三、四〇、四二、四五、四八、五一条、裁判官試験条例 (一九二六年五月二四日) 二三、二四条(蔡鴻源主編『民国法規集成(五)』二六九、二七二～二七三、二八二、二八五～二九九頁参照)。
- (155) 高等試験司法官試験条例 (一九三五年八月五日) 三～六条、県司法処審判官試験暫定条例 (一九三六年六月九日) 三、四条(蔡鴻源主編『民国法規集成(六七)』六五頁参照)。
- (156) 司法院法官訓練所組織条例 (一九三五年三月二日) 一条は、「司法院は三民主義の法治的基礎を確立し、司法人才を養成健全化するために、特に法官訓練所を置く」と定めた。そして「現任裁判官」「法官」訓練計画大綱 (一九三六年八月二四日) は、「乙、訓練要旨。一、本党の主義・政治綱領・政策、国民政府の立法精神、および部・院の施政方針に対する受講者の認識を増進し、党化司法の礎を築く」とした。その附録の「訓練科目時間割表」には「法学通論」はなかった(蔡鴻源主編『民国法規集成(六五)』五〇九、五一四、五一六頁参照)。
- (157) 高等試験農林行政人員試験条例 (一九三一年四月二〇日) 四条、普通試験法院書記官試験条例 (一九三五年九月三日) 三、四条(蔡鴻源主編『民国法規集成(六七)』五七、八五頁参照)。

- (158) 司法試験令（一九三六年五月二日）八、九条、書記官試験令（一九三六年五月二日）九、一〇条（蔡鴻源主編『民法規集成（八九）』九二～九五頁参照）。
- (159) 司法官試験暫定条例（一九三九年四月一九日）三～六条（蔡鴻源主編『民法規集成（二〇〇）』二六一～二六三頁参照）。汪兆銘政権の国民政府がこのように規定したのが、日本の官僚の「指導」を受けたためであったか否かについては、さらなる考証を要する。
- (160) 朱采真『法学通論』（世界書局、再版、一九二九年）の「自序」二頁。
- (161) 朱采真・前掲注（160）二三四～二五八頁参照。
- (162) 程波・前掲注（8）二二二頁参照。
- (163) 丘漢平は一九二七年に東呉大学法学院を卒業し、一九二九年にワシントン大学法学博士号を取得し、一九三〇年に上海に戻り弁護士となった。前後して暨南大学、東呉大学、交通大学、福建大学で教鞭を執った。一九三九年に福建省政府委員兼省銀行総経理に、一九四五年に福建省政府財政庁長に、一九四八年に立法委員に任じられ、一九四九年の中華民国政府の台湾移転に伴い台湾に移住した（徐友春・前掲注（137）二八七頁参照）。
- (164) 丘漢平・前掲注（12）の「自序」二頁。
- (165) 丘漢平・前掲注（12）一四八～一四九頁参照。
- (166) 丘漢平・前掲注（12）二、四、一四～一五頁参照。
- (167) これに対して、梅仲協『法学緒論』（華岡出版部、一九五四年）は法思想史に関する四章のうちの一章で「中国古代法思想」を論じ、構成上明確に中国法思想を入れた。もつとも程波は、丘漢平・前掲注（12）では先秦の法思想により法概念を定義すると共に、法原理を説明することが多いとする（程波・前掲注（8）二二七～二三八頁参照）。
- (168) 李景禧は一九三三年に朝陽大学法律系を卒業し、一九三五年に日本の東北帝国大学法学部研究生となった。中国帰国後は省立福建学院教授兼法律系主任、『法律評論』主編を務めた。一九五〇年に中国の国民党革命委員会および中国民主同盟に参加し、その後アモイ大学教授となった（徐友春・前掲注（137）五三四頁参照）。劉子崧は一九二九年に北京大学法学院経済系に入学し、一九三三年に東京帝国大学経済学部研究院に留学した。広州の中山大学法学院経済系、福建学院経済系、江蘇学院銀行系、福建協和大学農業経済系で教鞭を執った。一九四九年以降は、中国において福建省人民政府等の機関

に勤めた〔華人百科〕(https://www.itsfun.com.tw/%E5%8A%A8%E5%AD%90%E5%B4%A7/wiki:3759999)。最終アクセス日：二〇一八年八月四日(参照)。李景禧および劉子崧の両名は民国終了後、引き続き共産党統治下の中国で生活したため、戦後台湾法学の発展とは関係がない。

(169) 李景禧・劉子崧編『法学通論』(商務印書館、四版、一九三七年)の「自序」一頁。

(170) 民事訴訟法典は大幅に調整が加えられ、全文が改正されると共に、「中華民國民事訴訟法」と改名された後に、一九三五年二月一日に公布され、同年七月一日から施行された。刑事法においては、刑法典に客観主義から主観主義へ、また応報主義から社会防衛主義へと重心を移動させる修正が加えられた後、全面改正されて一九三五年一月一日に公布され、同年七月一日から施行された。刑事訴訟法典も全面改正されて一九三五年一月一日に公布され、同年七月一日から施行された。清末以降の法院編制法に取って代わろうとした法院組織法は、一九三二年一〇月二八日に公布されたが、施行されたのは一九三五年七月一日であった(国史館中華民國史法律志編纂委員會編『中華民國史法律志(初稿)』(国史館、一九九四年)八七、一七九、四九六、四九八、五三六頁参照)。

(171) 楼桐孫は一九一五年に浙江法政学校法律専科を卒業し、一九二三年にパリ大学法学修士号を取得した。上海法律専門学校、上海法政大学、上海法科大学、国立中央大学法学院経済系で教鞭を執った。一九二八年に国民政府立法院第一期立法委員を務め、その後も連任し、一九四五年に国民党中央執行委員に任じられ、一九四六年に憲法制定国民大会代表に当選し、一九四八年に憲法施行後の最初の立法委員に当選した。一九四九年の中華民国政府の台湾移転に伴い台湾に移住し、引き続き立法委員を務めた(徐友春・前掲注(137)二四〇一頁参照)。

(172) 楼桐孫・前掲注(9)の「致読者(代序)」一頁。

(173) 林紀東は朝陽大学を卒業し、一九三四年に明治大学に留学し、中国帰国後、一九三六年に中央政治学校に勤め、中央大学、暨南大学で教鞭を執った。中国内戦末期の一九四九年に台湾に渡り、台湾大学法律系に勤め、台湾の政治大学、東呉大学、輔仁大学、司法官訓練所等でも教鞭を執ったため、その薫陶を受けた者は多い。一九五八年から一九八五年までの二十二年間にわたり司法院大法官を務めた。その業績は数多く、憲法および行政法の教科書は特に台湾の学界で重視された(林紀東教授追思紀念集編輯委員會『高山仰止…林紀東教授追思紀念集』(三民書局、一九九〇年)七、九、六一、一二三、一二七、一五九、一六一頁参照)。

- (174) 林紀東編『法律概論』（大東書局、四版、一九四七年）の「本書提要」。
- (175) 王泰升・前掲注(149)一〇九～一一四頁参照。
- (176) 朱采真・前掲注(160)の「自序」二～三頁。
- (177) 程波・前掲注(8)二二五～二二六頁参照。
- (178) 毛家騏は湖北法政学堂高等班を卒業し、一九二四年に広州の黄埔陸軍官学校政治教官に任じられ、一九二八年以降は南京文化大学教授、豫鄂院（湖北・河南・安徽）三省剿匪総司令部軍法処長、河南高等法院長、湖北高等法院首席檢察官を歴任した。一九四七年一月に第一期国民大会代表に当選し、一九四九年に中華民国政府の台湾移転に伴い台湾に移り、引き続き国民大会代表を務め、一九五四年に逝去した（徐友春・前掲注(137)二〇四頁参照）。
- (179) 毛家騏『法学通論（政治教程第五種）』（中央陸軍軍官学校政治訓練処、一九三二年）の「編輯例言」一頁。
- (180) 楼桐孫・前掲注(9)の「致読者（代序）」一～二頁。
- (181) 胡毓傑『法学綱要』（自版、一九三九年）の「自序」五頁。中表紙には「燕京大学講師、紐約（ニューヨーク）大学法学博士」との記述がある。
- (182) 胡毓傑・前掲注(181)の「張序」（張氏による序の意）二頁。
- (183) 程波・前掲注(8)二一〇～二一一、二二三～二二四頁参照。
- (184) 程波・前掲注(8)二二四頁の注(1)参照。
- (185) 程波・前掲注(8)二二九頁参照。
- (186) 一九三八年から一九三九年までの法律学系必修科目表には、一年次に「党義」はあったが、「法学緒論」はなかった。これに対して、一九四二年一〇月の法律学系必修科目表では一年次前期に「法学緒論」が現れ、単位数は二～三単位であり、しかも「党義」はなかった（裴艷『留学生與中国法学』（南開大学出版社、二〇〇九年）一九〇、一九二頁参照）。
- (187) 姚瑞光（一九四二年中央政治学校法律系卒業、元大法官）によれば、当時の系主任は梅仲協教授であった（司法院司法行政庁編『台湾法界耆宿口述歴史』（司法院、二〇〇四年）九頁参照）。梅仲協はパリ大学法学修士であり、一九三三年に中国に帰国し、国立中央大学および中央政治学校で民法を担当し、中央政治学校法律系の系主任を務めたこともある。民国末期に台湾に移り、一九五〇年八月から一九五八年九月まで国立台湾大学法律系主任を務めた（程波・前掲注(8)二七〇頁

- の注(1)、王泰升・前掲注(55)一四頁参照。
- (188) 梅仲協『法学緒論』(華岡出版部、新一版、一九六七年)の「序」一頁。
- (189) 当該必修科目表の「説明」欄においては、法学緒論についてのみこうした説明があり、その他の科目の「目的」については意見は示されていない(裴艷・前掲注(186)一九三頁参照)。
- (190) 同人と郁巖の「合述」による『法学通論』は、一九四六年一〇月に若干の修正が加えられた上で、単独署名で出版された。発行者は高承恩であり、正中書局印刷実験所が印刷した(程波・前掲注(8)一八〇頁の注(3)参照)。
- (191) 何任清・前掲注(10)の「作者簡介」参照。何任清は民国中国において重慶の復旦大学教授を務め、一九四九年の中華民国政府の台湾移転後、嘉義地方法院推事・庭長、高等法院推事兼東呉大学教授、最高法院推事、軍法学校、政治大学、輔仁大学等の教授、公務員高等試験考査委員を歴任した。
- (192) 何任清『法学通論(国立復旦大学叢書)』(商務印書館、三版、一九四六年)の「目次」参照。
- (193) 程波・前掲注(8)二四五―二四六頁も同旨。
- (194) 何任清・前掲注(192)の「呉序」(呉氏による序の意)一頁参照。もともと先述のように、当時の国民政府の国家試験制度は、試験科目において法学通論を決して重視していなかったため、いわゆる「試験のため」というのは大学内の試験を指す。
- (195) 程波・前掲注(8)二四七―二四八頁参照。
- (196) 朱祖貽は上海知行学院および武漢大学を卒業し、二〇歳で中国青年党に加入した。一九三八年に国民参政会秘書処総幹事となり、一九三九年には重慶に赴き国民政府財政部に奉職した。一九四五年に政治協商会議秘書に任じられ、一九四七年に憲法施行後の第一期国民大会代表に当選した。一九四九年に香港に移住した。一九五四年に台湾で国民大会に出席し、その後台湾に居を構え、青年党中央執行委員会委員兼宣伝組・組織組主任等を務めた(徐友春・前掲注(137)三四八頁参照)。
- (197) 朱祖貽・前掲注(9)の「編輯大意」。
- (198) 同書第一章「我国法律的現状」、第二章「訴訟概要」(朱祖貽・前掲注(9)一三六―一八〇頁参照)。
- (199) 林紀東・前掲注(174)の「本書提要」とはいえ、法律家を目指す法律系一年生と、法律を専門としない一般人が必要とする法学知識の内容は同じものであろうか。

(200) 林紀東・前掲注(174)七五～二二八頁参照。

【訂正】(本連載(一)本誌六九卷五号)

| | | | |
|------|---------|--------------|--------------|
| | 箇所 | 誤 | 正 |
| 二八一頁 | 後ろから三行目 | 四 民国期中国の法学緒論 | 四 民国期中国の法学通論 |
| 二八二頁 | 後ろから五行目 | 法学諸論の教科書 | 法学緒論の教科書 |
| 三二三頁 | 一四行目 | 胡挹祺編書 | 胡挹琪編書 |

※このほか、字体(新字体、旧字体、繁体字)の用法が統一できていない問題もあるが、この点は割愛する。